

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2021年11月16日提出
【計算期間】	第17特定期間（自 2021年 2 月16日 至 2021年 8 月16日）
【ファンド名】	カレラ リートファンド
【発行者名】	カレラアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 廣川 雅一
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル12階
【事務連絡者氏名】	秋永 芳郎
【連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル12階
【電話番号】	03-6691-2017
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行うことを基本とします。

信託約款の定めにより、当ファンドの信託金の上限額は1,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、次の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型 追加型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信 その他資産（ ）
	内外	資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性（ ） 不動産投信 その他資産（投資信託証券（不動産投信）） 資産複合（ ）	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （ ）	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・オブ・ファンズ

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	不動産投信	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分の定義

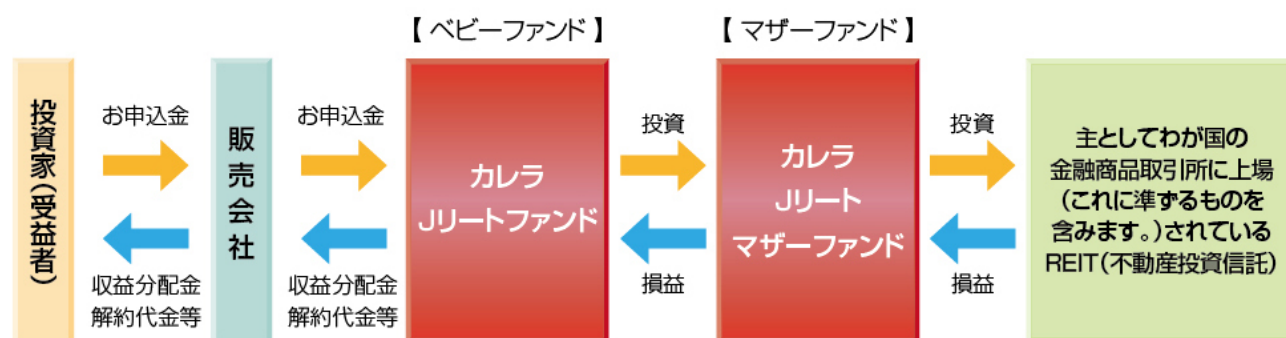
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（不動産投信））	目論見書または信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として不動産投信へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年4回	目論見書または信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

< ファンドの特色 >

「カレラ」リートファンド」は、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されているREIT（不動産投資信託）に投資します。

【ファンドの仕組み】

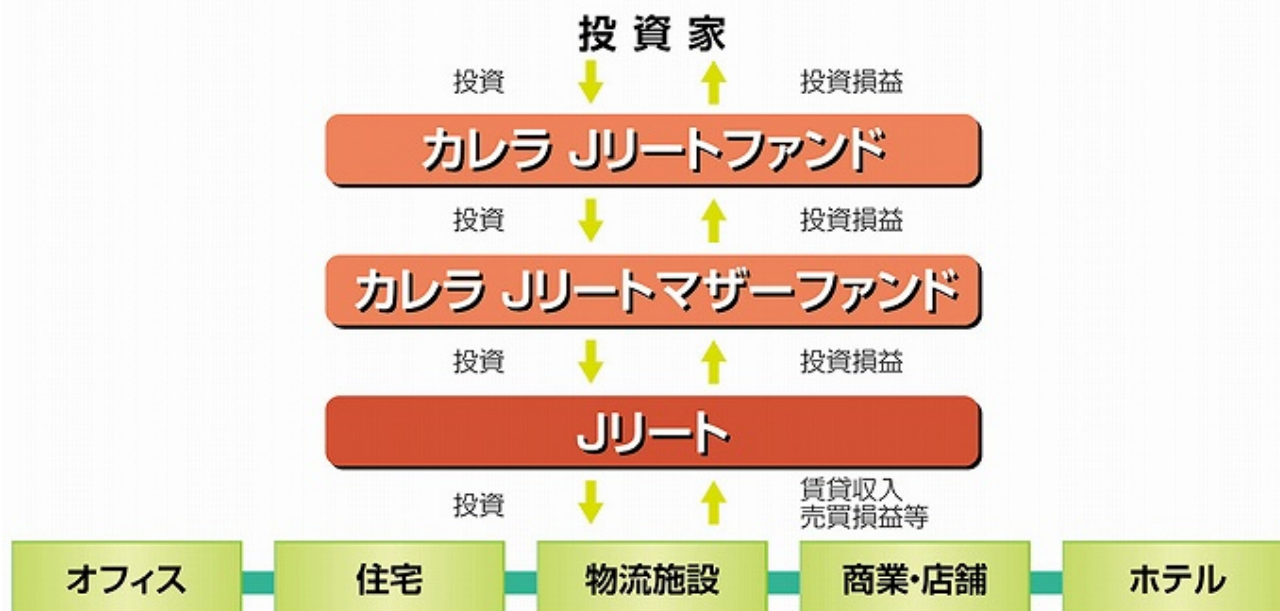


JAPAN

Jリートとは

JAPAN

米国の不動産投資信託がREIT（リート）という略称で呼ばれていることから、その日本版という意味で、Jリート（Japanese Real Estate Investment Trust）と呼ばれます。多数の投資家から集めた資金でオフィスや住宅などの不動産を購入し、賃貸料や売却益を配当として投資家に還元します。



Jリートの着目点

- 国債と比較して高い分配金
- 株式市場と連動したキャピタルゲインを期待
- インフレヘッジ手段として期待

Jリート指数の推移



分配金利回りが高いため、配当込指数では既にリーマンショック前の高値を更新した。
配当無指数も不動産市況回復を反映し回復が期待される。

◆ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

国債と比較して高い分配金



(出所) 株式会社三井住友トラスト基礎研究所SMTRI J-REIT INDEX、ブルームバーグデータより
カレラAM作成(2021年8月末現在)

低金利環境の長期化により、Jリート分配金利回りと国債10年物利回りのスプレッドが大きい。

株式市場と連動したキャピタルゲイン期待



相関係数

	TOPIX	Jリート 配当込	Jリート 配当無
TOPIX	1.00	0.80	0.90
Jリート配当込	0.80	1.00	0.87
Jリート配当無	0.90	0.87	1.00

(出所) 株式会社三井住友トラスト基礎研究所SMTRI J-REIT INDEX、ブルームバーグデータよりカレラAM作成(2021年8月末現在)

Jリート指数は、TOPIXより価格変動性が大きく、長期的に値動きの連動性が強い。

インフレヘッジ手段としての期待

Jリートの平均的な資産・負債・資本構成のイメージ

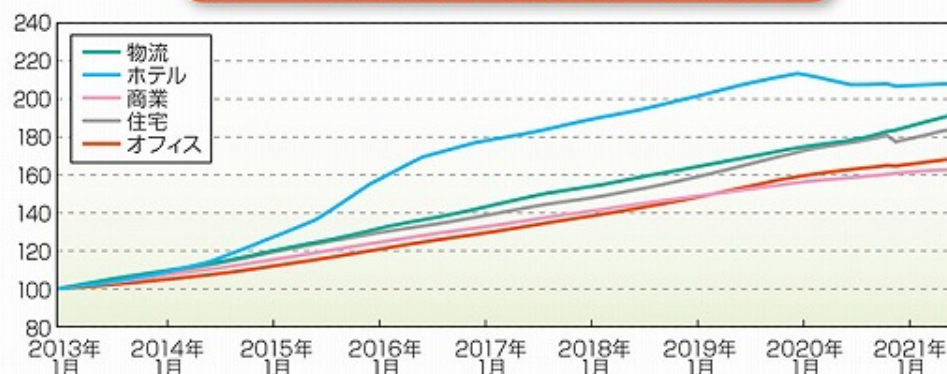
※LTV 45%

資 産	負債・資本
不動産中心(100)	銀行ローン・投資法人債(45)
	株主資本(55)

※LTV=有利子負債総額÷資産総額

Jリートは、金融資産でありながら、実物資産としての特性をもちインフレヘッジ手段として期待できる。

Jリート組入不動産 用途別の収益率推移



2013年1月における月次収益率指数を100として指数化 ※総合指数(トータルリターン)を利用

(出所)ARES AJPI指数より作成(2021年6月末現在)

Jリート分配金の源泉になる不動産インカム収益(主に賃貸収入)はかなり安定しており、分配金を重視した長期投資に適している。

◆ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

年４回（原則として毎年２月15日、５月15日、８月15日、11月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、収益の分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

- ・ 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・ 分配金の金額は、あらかじめ一定の分配を確約するものではなく、分配金が支払われない場合もあります。

JAPAN

販売会社および委託会社からのお知らせ

JAPAN

カレラＪリートファンド

（愛称：ナショナル テニス サポーターファンド について）

販売会社および委託会社は、わが国の文化・スポーツ振興に貢献できることを願い、当ファンドの取扱い、運用により得られた収益（信託報酬）の一部を、公益財団法人日本テニス協会に寄附し、その用途をナショナルチームの強化事業の支援とします。

主な内容は、①ナショナルチームの遠征支援 ②ナショナルトレーニングセンターの運営支援 ③ナショナルチームのその他の活動への支援 などです。

※寄附の金額、方法については、販売会社および委託会社が一定の範囲内で決定することとし、状況に応じて変更される場合もあります。

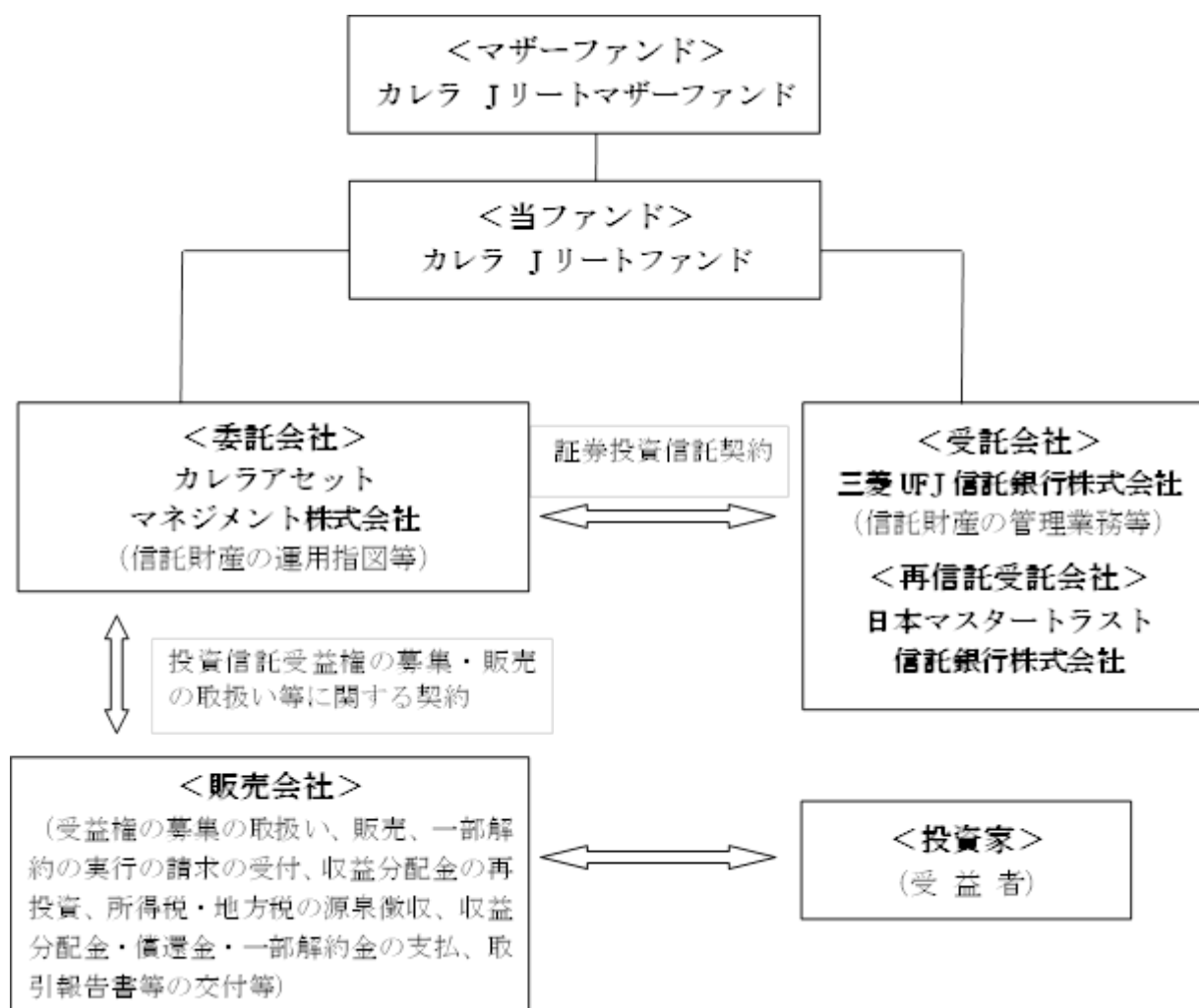
※公益財団法人日本テニス協会は、当ファンドの販売および運用に関与しておりません。

（２）【ファンドの沿革】

2013年２月27日 信託契約締結、当初設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

イ．カレラアセットマネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

ロ．三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、委託会社の指図に基づく信託財産の処分等を行います。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

八．「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金および一部解約金の支払い等を行います。

委託会社の概況

イ．資本金の額（2021年9月末日現在）

資本金 1億6,240万円
発行済株式の総数 790株（普通株式）

ロ．委託会社の沿革

2011年7月 カレラアセットマネジメント株式会社設立
2012年4月 金融商品取引業登録 関東財務局長（金商）第2636号

八．大株主の状況（2021年9月末日現在）

名称	住所	保有株式数	比率
安藤証券株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目 23番21号	400株	50.6%
安藤 敏行	東京都世田谷区	390株	49.4%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

主要投資対象

カレラ Jリートマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

なお、わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている R E I T（不動産投資信託）に直接投資する場合があります。

投資態度

- 1．マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている R E I T（不動産投資信託）に投資します。
- 2．マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- 3．資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類（本邦通貨表示のものに限ります。）は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。）とします。

- 1．有価証券
- 2．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条に定めるものに限ります。）
- 3．約束手形（1．に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 4．金銭債権（1．および3．に掲げるものに該当するものを除きます。）

委託会社は、信託金を、カレラアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるカレラ Jリートマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- 4．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 5．投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 6．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。また、上記4．および5．（ただし、新投資口予約権証券を除きます。）の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行うことができるものとします。

イ．上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しにかかるものを含みます。）で、常時売却可能なものであること

ロ．価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ．決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（上記 に掲げるものを除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

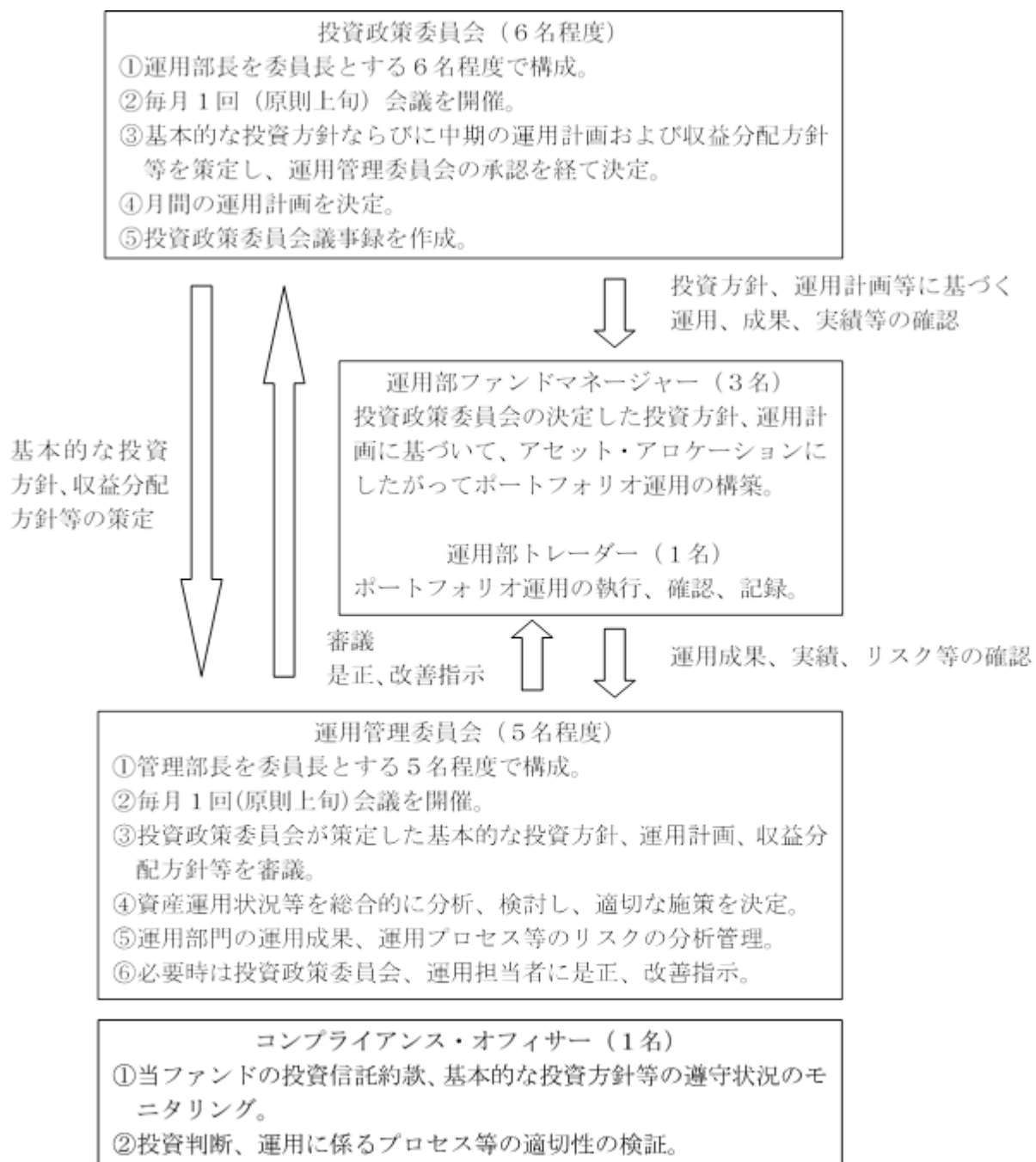
（３）【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下の通りとなっています。

当ファンドについて、委託会社の投資政策委員会が、運用部が企画、立案して作成した商品概要に基づいて、基本的な投資方針である運用哲学（運用の目的）、運用プロセス、運用手法ならびに中期（四半期または半期をいいます。）の運用計画および収益の分配方針等を策定し、運用管理委員会の承認を経て決定し、さらに原則として毎月上旬に、前月までの実績を分析したうえで、月間および中期の運用計画を決定する運用体制としております。

また、運用管理委員会、コンプライアンス・オフィサーにおいて、運用管理、リスク管理等を行い、必要があれば、投資政策委員会、運用担当者には是正、改善を指示します。



内部管理体制

当ファンドの投資信託約款、基本的な投資方針等に則した適正な運営を行うべく、管理部門により運用管理業務、コンプライアンス部門によるモニタリングおよび内部監査室による業務監査を行い、適切性の確保に努める体制としております。また、運用管理委員会において当ファンドの資産運用状況等を総合的に分析、検討し適切な施策を決定するとともに、運用部門の運用成果、運用プロセス等のリスク管理を行います。また、必要なときは、投資政策委員会、運用担当者には是正、改善指示を行い、その結果を検証します。

なお、委託会社では、信託財産の適正な運用および受益者と利益相反となる取引の防止を目的として、社内規程（投資信託業務にかかる方法書、投資信託財産運用にかかる業務運営規程、投資信託財産運用にかかる細則等の社内規程、その他業務に係る社内規程、運用担当者服務規程等）を設けております。

関係法人に関する管理体制

受託会社：業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行います。また、投資信託にかかる受託会社の内部統制報告書を定期的に入手し、説明・報告を受けます。投資信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適正に遂行されているかの確認を行います。

（注）運用体制は2021年9月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年４回（原則として毎年２月15日、５月15日、８月15日、11月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款による投資制限 >

投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

株式への直接投資は行いません。

不動産投信指数先物取引は約款第21条の範囲で行います。

同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的

として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができません。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

< 法令等による投資制限 >

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律および同法施行規則）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、その委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動、その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、またはオプションを表示する証券、もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考）マザーファンドの投資方針等

（1）主要投資対象

わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されているREIT（不動産投資信託）（以下「Jリート」といいます。）を主要投資対象とします。

（2）投資態度

1. Jリートへの投資にあたっては、個別銘柄の流動性、収益性・成長性等を勘案して選定したJリートに分散投資を行い、高水準の配当等収益の獲得と中長期的な値上がり益の追求を目指して運用します。
2. Jリートの組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
3. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

株式への直接投資は行いません。

不動産投信指数先物取引は約款第18条の範囲で行います。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3【投資リスク】

（１）基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されているＲＥＩＴ（不動産投資信託）（以下「Ｊリート」といいます。）など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。ただし、基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

Ｊリートへの投資に伴うリスク

当ファンドは実質的にＪリートに投資を行ないますので、以下の影響を受けます。

- １．Ｊリートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。
 - イ．Ｊリートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなＪリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
 - ロ．金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でＪリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。
- ２．Ｊリートの価格や分配（配当）は、Ｊリートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。
 - イ．Ｊリートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、Ｊリートの収益が悪化し、価格や分配（配当）が下落することが考えられます。
 - ロ．Ｊリートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってＪリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、Ｊリートの価格が大幅に下落することも想定されます。
- ハ．Ｊリートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
- ニ．法人形態のＪリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。Ｊリートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもあります。
- ３．Ｊリートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、Ｊリートの価格や分配（配当）に影響を与えることが想定されます。
 - イ．その他、不動産を取巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合も、Ｊリートの価格や分配（配当）に影響を受けることが考えられます。
 - ロ．金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、Ｊリートが上場廃止になることもあります。
- ４．組入Ｊリートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

その他のリスク

- １．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため実質的に組入れる有価証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

2. 当ファンドの資産をコール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。
3. 当ファンドが実質的に組入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。この場合、基準価額の変動要因となります。

（２）その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

当ファンドは、Ｊリートの実質組入比率が原則として高位となるよう運用を行なうことを基本としますが、設定当初においてや市場動向、当ファンドの資金動向等によっては、このような運用ができない場合があります。

ご購入、ご換金が制限される場合

通常と異なる状況において、ご購入・ご換金に制限を設けることがあります。

1. 金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご購入、ご換金の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みを取り消すことがあります。
2. ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

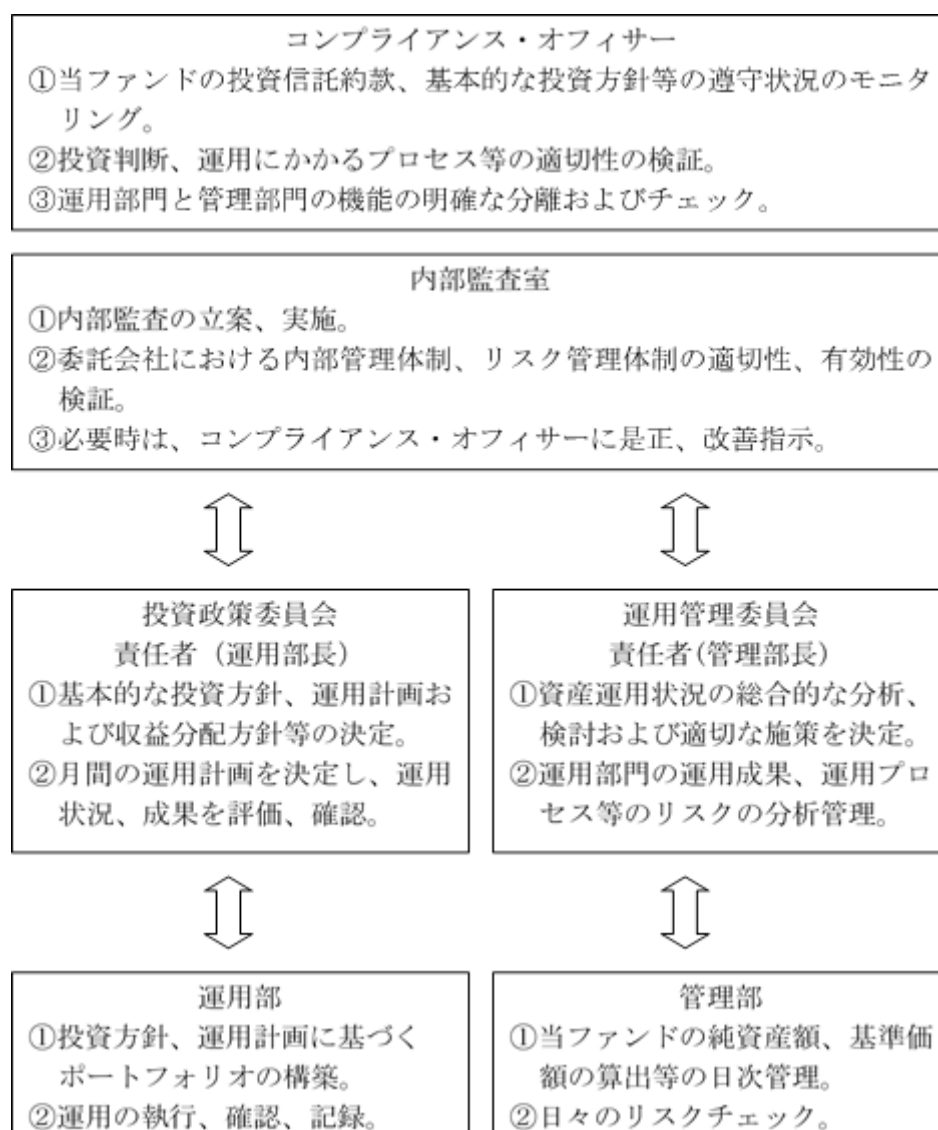
当ファンドは、受益権口数が３億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

（３）リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。

リスク管理体制について



リスク管理担当部署等の概要

コンプライアンス・オフィサー

- ・ 関係する法令諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。
- ・ 違反等の是正・改善および未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。
- ・ 資産運用は、運用部、管理部による内部管理のほか、コンプライアンス・オフィサーが投資信託約款の遵守等、運用部、管理部から独立した立場で以下の項目をチェックします。
 - ・ 関係する法令諸規則、投資信託約款の遵守状況のモニタリング
 - ・ 取引の妥当性のチェック、検証
 - ・ 利益相反取引のチェック、検証

内部監査室

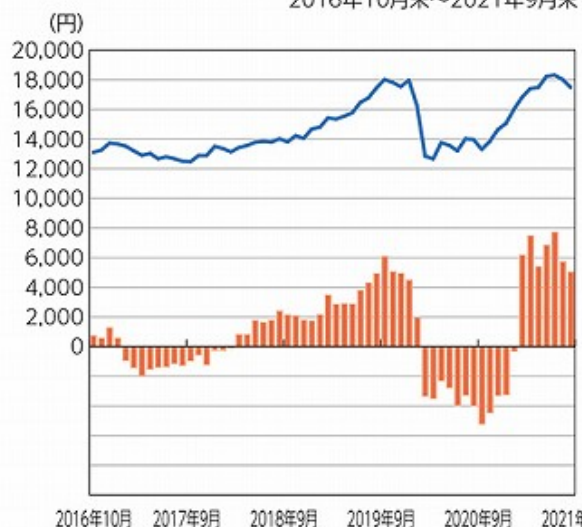
- ・ 内部監査室は、内部監査の立案、実施等を行い、委託会社における内部管理体制、リスク管理体制の適切性、有効性の検証を行います。

(注) 投資リスクに対する管理体制は2021年9月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

2016年10月末～2021年9月末



■ 当ファンドの年間騰落率(右軸) — 分配金再投資基準価額(左軸)

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

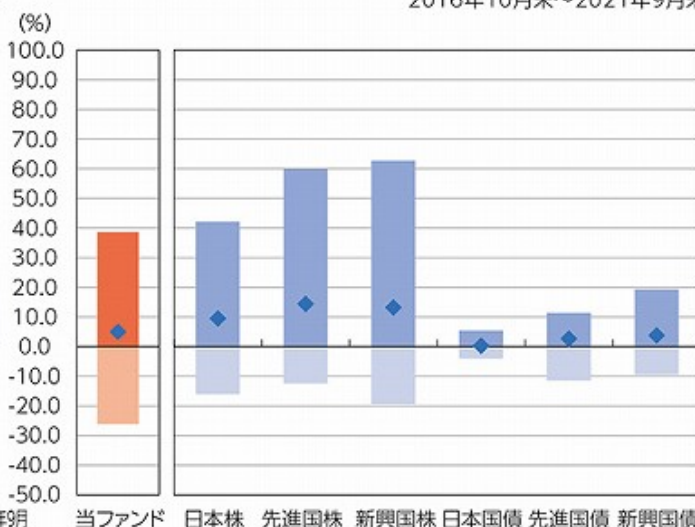
*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*年間騰落率は、2016年10月から2021年9月までの各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2016年10月末～2021年9月末



■ 当ファンド ■ 日本株 ■ 先進国株 ■ 新興国株 ■ 日本国債 ■ 先進国債 ■ 新興国債

■ 最大値 ■ 最小値 ◆ 平均値 ■ 最大値 ■ 最小値

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	5.0	9.5	14.4	13.2	0.3	2.7	3.8
最大値	38.6	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値	△26.1	△16.0	△12.4	△19.4	△4.0	△11.4	△9.4

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
*2016年10月から2021年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。
*決算日に対応した数値とは異なります。
*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX)

先進国株…MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース)

日本国債…NOMURA・ボンド・パフォーマンス・インデックス国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所の知的財産で、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

「MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)」は、MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA・ボンド・パフォーマンス・インデックス国債」は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表わす投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。なお、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド」とは、新興国の現地通貨建債券市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。同指数に関する商標・著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.20%（税抜2.00%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

・購入時手数料：販売会社によるファンドの募集・販売の取扱いの事務等の対価

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

「分配金受取りコース」を選択した受益者は、申込金額（取得申込受付日の基準価額×取得申込の口数）に申込手数料を加算した金額を申込代金として申込みの販売会社に支払うものとします。

「分配金再投資コース」を選択した受益者は、申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします（申込手数料は申込代金から差し引かれます。）。

「分配金再投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）にかかる手数料は、徴収しません。

ただし、換金（解約）時に、ご換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（当ファンドでは換金申込受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰り入れられます。

（３）【信託報酬等】

運用管理費用の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.4795%（税抜1.345%）の率を乗じて得た額とします。

・信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	年率0.6050%（税抜0.550%）	資金の運用指図等の対価
販売会社	年率0.8250%（税抜0.750%）	購入後の情報提供等の対価、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理
受託会社	年率0.0495%（税抜0.045%）	運用財産の保管及び管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の信託報酬額は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社に対する信託報酬は、ファンドから受託会社に対して支払われます。

（４）【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

投資信託財産に関する法定開示のための監査費用は、受益者の負担とし、当該費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。

前記 、 、 の諸経費の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、当該費用にかかる消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。

- １．法律顧問に対する報酬および費用
- ２．法定目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用
- ３．有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成および提出にかかる費用
- ４．投資信託約款及び運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用
- ５．公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付にかかる費用
- ６．組入有価証券等の取引に伴う手数料および租税
- ７．投資信託振替制度にかかる手数料および費用
- ８．証券投資信託管理事務委託手数料
- ９．投資信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）
- 10．その他、投資信託設定に伴う諸費用
 - ・ 監査費用：ファンド監査にかかる費用
 - ・ 売買委託手数料：有価証券等の売買の際に支払う手数料
 - ・ 保管費用：資産を海外で保管する場合の費用

委託会社は前記 、 、 に定める費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。委託会社はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額で投資信託財産から支弁を受けることができます。但し、この固定率または固定金額は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に変更することができます。かかる費用の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用にかかる消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁し、委託会社に支払います。

信託財産で有価証券の売買を行う際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

個人、法人別の課税の取扱いについて

（注）所得税については、2013年１月１日から2037年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

１．個人受益者の場合

イ．収益分配金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます（原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告により、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。）。

ロ．解約時および償還金に対する課税

- ・ 解約時および償還時の差益（譲渡益）は譲渡所得として、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要です。なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行われます。

解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限りま。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

NISA及びジュニアNISAは、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。

ご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。

販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせ下さい。

２．法人受益者の場合

イ．収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の差益（譲渡益）については、15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。
- ・ 源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

ロ．益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

個別元本

イ．各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が個別元本となります。

ロ．受益者が同一ファンドを複数回お申し込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申し込みの場合などにより把握方式が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせ下さい。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

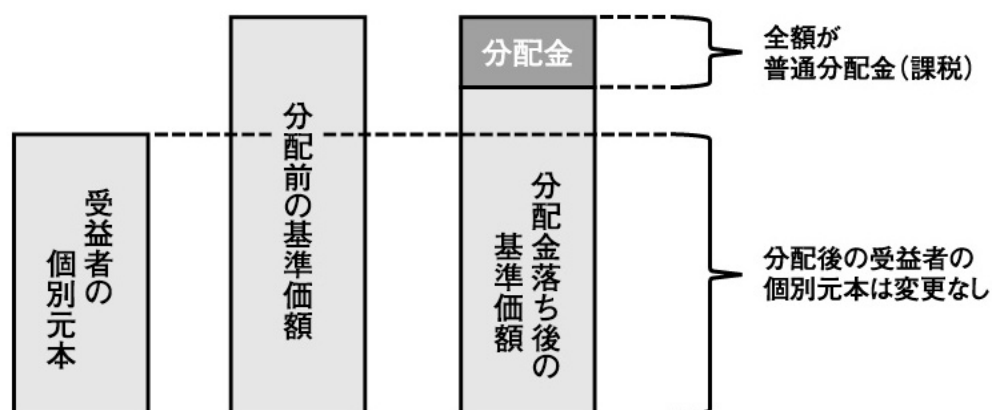
イ．収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。

ロ．受益者が収益分配金を受け取る際

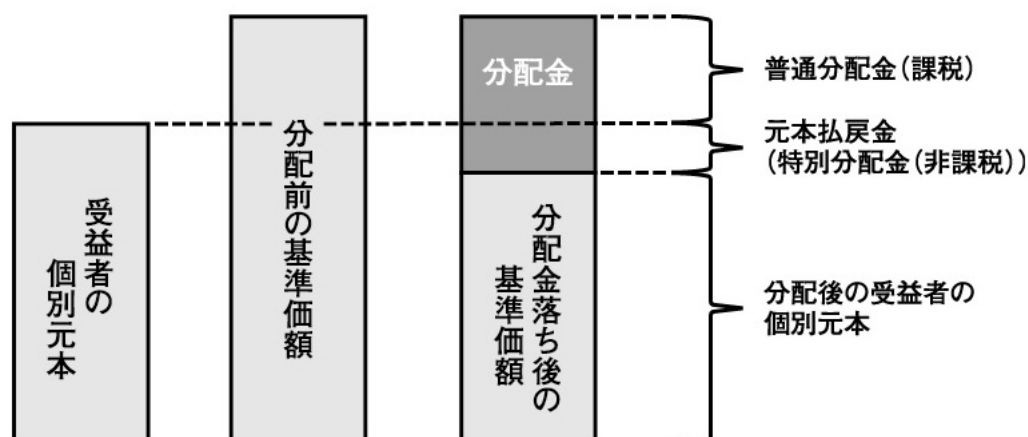
- ・ 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ・ 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分との額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ・ 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額か上回る場合



収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合



税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

照会先：カレラアセットマネジメント株式会社

- ・ ホームページアドレス：<https://www.carrera-am.co.jp/>
- ・ 電話03-6691-2017（受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時）

5【運用状況】

(1)【投資状況】

「カレラ」リートファンド」

(令和3年9月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	8,434,753,388	99.24
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	-	64,247,186	0.75
合計(純資産総額)		8,499,000,574	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<参考>カレラ」リートマザーファンド

(令和3年9月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	日本	7,529,293,600	89.26
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	-	905,408,438	10.73
合計(純資産総額)		8,434,702,038	100.00

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

組入銘柄は、上位30銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

(令和3年9月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	カレラ」リート マザーファン ド	4,242,406,895	2.0304	8,613,782,960	1.9882	8,434,753,388	99.24

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(種類別投資比率)

(令和3年9月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.24
合計	99.24

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

<参考>カレラ」リートマザーファンド

(令和3年9月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資証券	日本リート投資法人	910	425,789	387,468,508	433,000	394,030,000	4.67
日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人	850	454,851	386,624,062	457,000	388,450,000	4.61
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	500	641,000	320,500,000	725,000	362,500,000	4.30

日本	投資証券	サンケイリアルエステート投資法人	2,941	115,553	339,842,130	122,000	358,802,000	4.25
日本	投資証券	Oneリート投資法人	1,200	299,332	359,198,845	296,500	355,800,000	4.22
日本	投資証券	NTT 都市開発リート投資法人	2,260	138,800	313,688,000	153,400	346,684,000	4.11
日本	投資証券	ケネディクス商業リート投資法人	1,200	276,938	332,325,691	288,900	346,680,000	4.11
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	510	651,000	332,010,000	668,000	340,680,000	4.04
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	954	309,239	295,014,051	326,500	311,481,000	3.69
日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人	1,620	174,127	282,087,133	175,500	284,310,000	3.37
日本	投資証券	日本プライムリアリティ投資法人	700	391,000	273,700,000	405,000	283,500,000	3.36
日本	投資証券	ジャパンエクセレント投資法人	2,000	143,411	286,822,711	136,400	272,800,000	3.23
日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人	550	485,570	267,063,624	489,000	268,950,000	3.19
日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人	340	696,000	236,640,000	767,000	260,780,000	3.09
日本	投資証券	平和不動産リート投資法人	1,560	145,133	226,408,525	164,400	256,464,000	3.04
日本	投資証券	スタートアップリート投資法人	1,000	211,700	211,700,000	247,800	247,800,000	2.94
日本	投資証券	投資法人みらい	4,500	46,542	209,442,331	53,900	242,550,000	2.88
日本	投資証券	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	1,100	194,469	213,916,676	217,200	238,920,000	2.83
日本	投資証券	トーセイ・リート投資法人	1,300	126,011	163,815,149	137,300	178,490,000	2.12
日本	投資証券	阪急阪神リート投資法人	1,050	147,862	155,255,784	164,700	172,935,000	2.05
日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	1,610	110,299	177,581,518	107,300	172,753,000	2.05
日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	1,800	82,300	148,140,000	92,400	166,320,000	1.97
日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	1,100	155,446	170,991,466	151,000	166,100,000	1.97
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	1,020	171,581	175,012,864	160,600	163,812,000	1.94
日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	200	697,000	139,400,000	752,000	150,400,000	1.78
日本	投資証券	福岡リート投資法人	750	178,090	133,567,628	167,500	125,625,000	1.49
日本	投資証券	エスコンジャパンリート投資法人	850	137,822	117,148,934	137,400	116,790,000	1.38
日本	投資証券	グローバル・ワン不動産投資法人	1,000	117,547	117,547,866	116,000	116,000,000	1.38
日本	投資証券	大和証券リビング投資法人	1,000	106,991	106,991,498	111,800	111,800,000	1.33
日本	投資証券	ザイマックス・リート投資法人	750	111,100	83,325,000	112,700	84,525,000	1.00

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（種類別投資比率）

（令和3年9月30日現在）

種類	投資比率(%)
投資証券	89.27
合計	89.27

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

令和３年９月30日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

特定期間末 または各月末	純資産総額 (円) (分配落)	純資産総額 (円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第１特定期間末 (平成25年 ８月15日)	10,010,666,394	10,124,753,186	0.9652	0.9762
第２特定期間末 (平成26年 ２月17日)	10,898,168,689	11,063,774,988	0.9871	1.0021
第３特定期間末 (平成26年 ８月15日)	11,949,661,997	12,176,554,451	1.0533	1.0733
第４特定期間末 (平成27年 ２月16日)	13,015,784,933	13,353,330,415	1.1568	1.1868
第５特定期間末 (平成27年 ８月17日)	11,872,911,200	12,094,713,704	1.0706	1.0906
第６特定期間末 (平成28年 ２月15日)	10,827,573,191	11,940,204,396	1.0023	1.1053
第７特定期間末 (平成28年 ８月15日)	10,233,161,575	10,314,632,864	1.0048	1.0128
第８特定期間末 (平成29年 ２月15日)	8,997,018,640	9,089,661,204	0.9712	0.9812
第９特定期間末 (平成29年 ８月15日)	8,072,864,599	8,117,571,146	0.9029	0.9079
第10特定期間末 (平成30年 ２月15日)	7,949,571,842	8,045,784,853	0.9089	0.9199
第11特定期間末 (平成30年 ８月15日)	9,244,703,086	9,322,975,744	0.9449	0.9529
第12特定期間末 (平成31年 ２月15日)	10,013,957,948	10,126,065,928	0.9826	0.9936
第13特定期間末 (令和１年 ８月15日)	9,576,225,500	9,845,626,590	1.0664	1.0964
第14特定期間末 (令和２年 ２月17日)	8,588,248,563	8,820,614,314	1.1088	1.1388
第15特定期間末 (令和２年 ８月17日)	6,558,061,074	6,630,911,422	0.8102	0.8192
第16特定期間末 (令和３年 ２月15日)	8,205,630,792	8,292,311,119	0.9467	0.9567
第17特定期間末 (令和３年 ８月16日)	8,811,673,801	8,853,754,184	1.0470	1.0520
令和２年 ９月末日	6,703,727,236	—	0.8432	—
令和２年 10月末日	6,364,988,390	—	0.8034	—
令和２年 11月末日	6,601,851,842	—	0.8304	—
令和２年 12月末日	7,530,537,173	—	0.8786	—
令和３年 １月末日	7,850,832,307	—	0.9030	—

令和3年 2月末日	8,162,923,426	—	0.9509	—
令和3年 3月末日	8,488,130,656	—	0.9990	—
令和3年 4月末日	8,564,583,218	—	1.0334	—
令和3年 5月末日	8,522,505,691	—	1.0276	—
令和3年 6月末日	9,011,968,527	—	1.0714	—
令和3年 7月末日	9,075,836,831	—	1.0767	—
令和3年 8月末日	8,832,610,569	—	1.0547	—
令和3年 9月末日	8,499,000,574	—	1.0234	—

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間 (平成25年 2月27日～平成25年 8月15日)	0.0150
第2特定期間 (平成25年 8月16日～平成26年 2月17日)	0.0400
第3特定期間 (平成26年 2月18日～平成26年 8月15日)	0.0310
第4特定期間 (平成26年 8月16日～平成27年 2月16日)	0.0540
第5特定期間 (平成27年 2月17日～平成27年 8月17日)	0.0420
第6特定期間 (平成27年 8月18日～平成28年 2月15日)	0.1180
第7特定期間 (平成28年 2月16日～平成28年 8月15日)	0.0230
第8特定期間 (平成28年 8月16日～平成29年 2月15日)	0.0150
第9特定期間 平成29年 2月16日～平成29年 8月15日	0.0100
第10特定期間 平成29年 8月16日～平成30年 2月15日	0.0210
第11特定期間 平成30年 2月16日～平成30年 8月15日	0.0180
第12特定期間 平成30年 8月16日～平成31年 2月15日	0.0200
第13特定期間 平成31年 2月16日～令和 1年 8月15日	0.0410
第14特定期間 令和 1年 8月16日～令和 2年 2月17日	0.0600
第15特定期間末 令和 2年 2月18日～令和 2年 8月17日	0.0160
第16特定期間末 令和 2年 8月18日～令和 3年 2月15日	0.0150
第17特定期間末 令和 3年 2月16日～令和 3年 8月16日	0.0150

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1特定期間 (平成25年 2 月27日～平成25年 8 月15日)	2.0
第2特定期間 (平成25年 8 月16日～平成26年 2 月17日)	6.4
第3特定期間 (平成26年 2 月18日～平成26年 8 月15日)	9.8
第4特定期間 (平成26年 8 月16日～平成27年 2 月16日)	15.0
第5特定期間 (平成27年 2 月17日～平成27年 8 月17日)	3.8
第6特定期間 (平成27年 8 月18日～平成28年 2 月15日)	4.6
第7特定期間 (平成28年 2 月16日～平成28年 8 月15日)	2.5
第8特定期間 (平成28年 8 月16日～平成29年 2 月15日)	1.9
第9特定期間 平成29年 2 月16日～平成29年 8 月15日	6.0
第10特定期間 平成29年 8 月16日～平成30年 2 月15日	3.0
第11特定期間 平成30年 2 月16日～平成30年 8 月15日	5.9
第12特定期間 平成30年 8 月16日～平成31年 2 月15日	6.1
第13特定期間 平成31年 2 月16日～令和 1 年 8 月15日	12.7
第14特定期間 令和 1 年 8 月16日～令和 2 年 2 月17日	9.6
第15特定期間末 令和 2 年 2 月18日～令和 2 年 8 月17日	25.5
第16特定期間末 令和 2 年 8 月18日～令和 3 年 2 月15日	18.7
第17特定期間末 令和 3 年 2 月16日～令和 3 年 8 月16日	12.2

（注）「収益率」とは、各計算期間ごとに計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た比率をいいます。

収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第 1 特定期間 (平成25年 2 月27日～ 平成25年 8 月15日)	10,451,459,112	79,932,563	10,371,526,549
第 2 特定期間 (平成25年 8 月16日～ 平成26年 2 月17日)	982,625,660	313,732,217	11,040,419,992

第3特定期間 (平成26年2月18日～ 平成26年8月15日)	426,457,726	122,255,005	11,344,622,713
第4特定期間 (平成26年8月16日～ 平成27年2月16日)	222,987,749	316,094,371	11,251,516,091
第5特定期間 (平成27年2月17日～ 平成27年8月17日)	69,255,657	230,646,544	11,090,125,204
第6特定期間 (平成27年8月18日～ 平成28年2月15日)	38,169,406	326,049,899	10,802,244,711
第7特定期間 (平成28年2月16日～ 平成28年8月15日)	74,393,497	692,726,965	10,183,911,243
第8特定期間 (平成28年8月16日～ 平成29年2月15日)	154,563,790	1,074,218,603	9,264,256,430
第9特定期間 平成29年2月16日～ 平成29年8月15日	26,065,670	349,012,563	8,941,309,537
第10特定期間 平成29年8月16日～ 平成30年2月15日	192,904,471	387,576,561	8,746,637,447
第11特定期間 平成30年2月16日～ 平成30年8月15日	1,200,656,112	163,211,250	9,784,082,309
第12特定期間 平成30年8月16日～ 平成31年2月15日	725,310,355	317,758,068	10,191,634,596
第13特定期間 平成31年2月16日～ 令和1年8月15日	273,102,038	1,484,700,281	8,980,036,353
第14特定期間 令和1年8月16日～ 令和2年2月17日	130,171,912	1,364,683,200	7,745,525,065
第15特定期間末 令和2年2月18日～ 令和2年8月17日	844,590,153	495,632,039	8,094,483,179
第16特定期間末 令和2年8月18日～ 令和3年2月15日	1,079,820,280	506,270,696	8,668,032,763
第17特定期間末 令和3年2月16日～ 令和3年8月16日	494,379,340	746,335,367	8,416,076,736

(注)設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

（参考情報）

（2021年9月30日現在）

基準価額・純資産の推移、分配の推移

● 基準価額・純資産総額の推移

当初設定日(2013年2月27日)～2021年9月30日



*分配金込基準価額の推移は、分配金(税引前)を再投資したものとして表示しています。

● 基準価額と純資産総額

基準価額(1万口当たり)	10,234円
純資産総額	8,499百万円

● 分配の推移(1万口当たり、税引前)

2021年8月	50円
2021年5月	100円
2021年2月	100円
2020年11月	50円
2020年8月	90円
設定来累計	5,540円

主要な資産の状況

● 資産配分

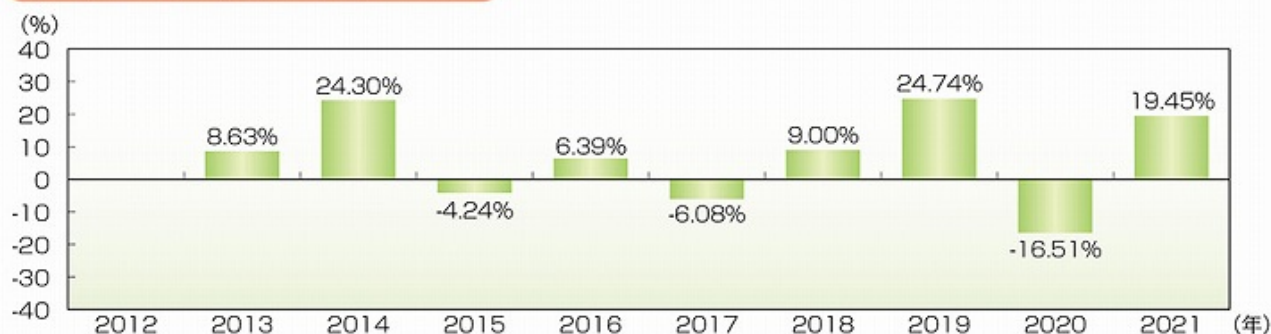
資産の種類	組入比率
投資証券	88.59%
現金・その他	11.41%
合 計	100.00%

● 組入上位10銘柄

	銘柄名	組入比率		銘柄名	組入比率
1	日本リート投資法人	4.64%	6	NTT 都市開発リート投資法人	4.08%
2	アクティバ・プロパティーズ投資法人	4.57%	7	ケネディクス商業リート投資法人	4.08%
3	日本ビルファンド投資法人	4.27%	8	ジャパンリアルエステイト投資法人	4.01%
4	サンケイリアルエステイト投資法人	4.22%	9	大和ハウスリート投資法人	3.66%
5	Oneリート投資法人	4.19%	10	ヒューリックリート投資法人	3.35%

※資産配分・組入上位10銘柄の組入比率は、当ファンドの純資産総額に対するカレラ リートマザーファンドの組入資産評価額の割合に基づいて
おります。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は基準価額(税引前分配金再投資ベース)をもとに算出した騰落率です。

※2013年は設定日(2013年2月27日)から年末までの収益率、2021年は、1月1日から9月30日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。

※最新の運用状況については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。

当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める累積投資約款にしたがい累積投資契約を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1口当たり）は、お買付申込受付日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等に相当する金額が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

販売会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関にへ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

販売会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限があります。

一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：テニスリート）また、委託会社のホームページでもご覧になれます。

照会先：カレラアセットマネジメント株式会社

・ホームページアドレス <https://www.carrera-am.co.jp/>

・電話番号 03-6691-2017（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

1口当たりの手取り額は、個人の場合は解約価額から所得税および地方税を、法人の場合は所得税のみを差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

買取り

受益者が買取請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

販売会社は、受益者の請求があるときは、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、その振替受益権を買取ります。ただし、販売会社によっては、買取請求の受け付けを行わない場合があります。お買付けの販売会社にご確認ください。

なお、振替受益権の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を控除した額とします（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。

受益者は、買取価額を、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、振替受益権の買取りを中止することができます。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の計算方法等

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権１口当たりの純資産額が基準価額です。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：テニスリート）また、後記照会先のホームページでもご覧になれます。

当ファンドの主な運用対象資産の評価基準および評価方法

マザーファンド受益証券：

計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドの主な運用対象資産の評価基準および評価方法

不動産投資信託証券：

原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

（２）【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託契約締結日から2023年２月15日までとします。

ただし、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が３億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、委託会社は受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として毎年２月16日から５月15日まで、５月16日から８月15日まで、８月16日から11月15日まで、11月16日から翌年２月15日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、2023年２月15日とします。

（５）【その他】

信託の終了

イ．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が３億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、こ

の信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ．委託会社は、上記イ．にしたがい信託を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

ハ．上記ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ニ．上記ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

ホ．上記ロ．からニ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ロ．からニ．までの手続を行うことが困難な場合も同様とします。

信託約款の変更等

イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本 のイ．からト．に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ロ．委託会社は、上記イ．の事項（上記イ．の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記イ．の併合にあつては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

ハ．上記ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が帰属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ニ．上記ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

ヘ．上記ロ．からホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ト．上記イ．からヘ．の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係法人との契約の更改等

< 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書 >

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らかの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解除することができます。

運用報告書

- イ．委託会社は、6ヵ月ごと（毎年2月および8月の決算日を基準とします。）および信託終了時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況および費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通じて交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
- ロ．委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、後記照会先のアドレスに掲載します。
- ハ．上記ロ．の規定にかかわらず、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

信託契約に関する監督官庁の命令

- イ．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ロ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- イ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- ロ．上記イ．の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記ロ．の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- イ．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ロ．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- イ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、本イ．によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- ロ．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

- イ．委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、後記照会先のアドレスに掲載します。
- ロ．イ．の電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込の場合は、収益分配金は税引き後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。償還金は、原則として信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日））から起算して、5営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から受益者に支払われます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

受益者が上記の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、「3 資産管理等の概要（5）その他 信託の終了」に規定する信託契約の解約または「3 資産管理等の概要（5）その他 信託約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

照会先：カレラアセットマネジメント株式会社

- ・ ホームページアドレス：<https://www.carrera-am.co.jp/>
- ・ 電話03-6691-2017（受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時）

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。ただし、当ファンドの当特定期間は、令和3年2月16日から令和3年8月16日までとします。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、令和3年2月16日から令和3年8月16日までの特定期間の財務諸表について、UHY東京監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【カレラ リートファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前特定期間 (令和3年2月15日現在)	当特定期間 (令和3年8月16日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	164,345,643	170,564,537
親投資信託受益証券	8,179,232,432	8,724,753,330
流動資産合計	8,343,578,075	8,895,317,867
資産合計	8,343,578,075	8,895,317,867
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	86,680,327	42,080,383
未払解約金	23,971,213	8,156,514
未払受託者報酬	894,566	1,095,348
未払委託者報酬	25,843,128	31,643,344
その他未払費用	558,049	668,477
流動負債合計	137,947,283	83,644,066
負債合計	137,947,283	83,644,066
純資産の部		
元本等		
元本	8,668,032,763	8,416,076,736
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	462,401,971	395,597,065
(分配準備積立金)	775,780,950	751,697,908
元本等合計	8,205,630,792	8,811,673,801
純資産合計	8,205,630,792	8,811,673,801
負債純資産合計	8,343,578,075	8,895,317,867

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前特定期間 自 令和２年８月18日 至 令和３年２月15日	当特定期間 自 令和３年２月16日 至 令和３年８月16日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,338,176,342	1,035,520,898
営業収益合計	1,338,176,342	1,035,520,898
営業費用		
受託者報酬	1,712,611	2,129,568
委託者報酬	49,475,561	61,520,783
その他費用	2,169,223	2,453,971
営業費用合計	53,357,395	66,104,322
営業利益又は営業損失（ ）	1,284,818,947	969,416,576
経常利益又は経常損失（ ）	1,284,818,947	969,416,576
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,284,818,947	969,416,576
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	13,520,325	34,337,300
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,536,422,105	462,401,971
剰余金増加額又は欠損金減少額	93,467,042	48,636,465
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	93,467,042	26,810,651
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	21,825,814
剰余金減少額又は欠損金増加額	164,465,933	430,453
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	430,453
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	164,465,933	-
分配金	126,279,597	125,286,252
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	462,401,971	395,597,065

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他	当ファンドの計算期間は、令和3年2月16日から令和3年8月16日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前特定期間 (令和3年 2月15日現在)	当特定期間 (令和3年 8月16日現在)
1. 期首元本額	8,094,483,179円	8,668,032,763円
期中追加設定元本額	1,079,820,280円	494,379,340円
期中一部解約元本額	506,270,696円	746,335,367円
2. 元本の欠損	462,401,971円	- 円
3. 計算期間の末日における受益権の総数	8,668,032,763口	8,416,076,736口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前特定期間 自 令和 2 年 8月18日 至 令和 3 年 2月15日	当特定期間 自 令和 3 年 2月16日 至 令和 3 年 8月16日
1. その他費用の内訳 信託事務費用 2,169,223円	1. その他費用の内訳 信託事務費用 2,453,971円
2. 分配金の計算過程 第31期(令和 2年 8月18日～令和 2年11月16日) 費用控除後の 配当等収益額 A 79,937,286円 費用控除後・繰越 欠損金補填後の 有価証券等損益額 B - 円 収益調整金額 C 277,523,591円 分配準備積立金額 D 792,693,829円 当ファンドの 分配対象収益額 E=A+B+C+D 1,150,154,706円 当ファンドの 期末残存口数 F 7,919,854,174口 10,000口当たり 収益分配対象額 G=E/F*10,000 1,452円 10,000口当たり 分配金額 H 50円 収益分配金金額 I=F*H/10,000 39,599,270円 第32期(令和 2年11月17日～令和 3年 2月15日) 費用控除後の 配当等収益額 A 57,051,059円 費用控除後・繰越 欠損金補填後の 有価証券等損益額 B - 円 収益調整金額 C 413,270,909円 分配準備積立金額 D 805,410,218円 当ファンドの 分配対象収益額 E=A+B+C+D 1,275,732,186円 当ファンドの 期末残存口数 F 8,668,032,763口 10,000口当たり 収益分配対象額 G=E/F*10,000 1,471円 10,000口当たり 分配金額 H 100円 収益分配金金額 I=F*H/10,000 86,680,327円	第33期(令和 3年 2月16日～令和 3年 5月17日) 費用控除後の 配当等収益額 A 102,228,323円 費用控除後・繰越 欠損金補填後の 有価証券等損益額 B - 円 収益調整金額 C 409,258,351円 分配準備積立金額 D 733,408,013円 当ファンドの 分配対象収益額 E=A+B+C+D 1,244,894,687円 当ファンドの 期末残存口数 F 8,320,586,991口 10,000口当たり 収益分配対象額 G=E/F*10,000 1,496円 10,000口当たり 分配金額 H 100円 収益分配金金額 I=F*H/10,000 83,205,869円 第34期(令和 3年 5月18日～令和 3年 8月16日) 費用控除後の 配当等収益額 A 63,786,624円 費用控除後・繰越 欠損金補填後の 有価証券等損益額 B - 円 収益調整金額 C 446,720,087円 分配準備積立金額 D 729,991,667円 当ファンドの 分配対象収益額 E=A+B+C+D 1,240,498,378円 当ファンドの 期末残存口数 F 8,416,076,736口 10,000口当たり 収益分配対象額 G=E/F*10,000 1,473円 10,000口当たり 分配金額 H 50円 収益分配金金額 I=F*H/10,000 42,080,383円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	前特定期間 自 令和2年8月18日 至 令和3年2月15日	当特定期間 自 令和3年2月16日 至 令和3年8月16日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じて市場リスク、価格変動リスクや為替変動リスク等があります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、管理部では、運用に関するリスク管理を行っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	前特定期間 (令和3年2月15日現在)	当特定期間 (令和3年8月16日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。 デリバティブ取引 該当事項はありません。 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 デリバティブ取引 同左 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

前特定期間(自2020年 8月18日 至2021年 2月15日)

(単位：円)

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,167,615,724
合計	1,167,615,724

当特定期間(自2021年 2月16日 至2021年 8月16日)

(単位：円)

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	434,003,194
合計	434,003,194

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

前特定期間 (令和 3年 2月15日現在)		当特定期間 (令和 3年 8月16日現在)	
1口当たり純資産額	0.9467円	1口当たり純資産額	1.0470円
(1万口当たり純資産額)	(9,467円)	(1万口当たり純資産額)	(10,470円)

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

(令和3年8月16日現在)

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	カレラ リート マザーファンド	4,297,061,333	8,724,753,330	—
	銘柄数：1 組入時価比率：99.0%	4,297,061,333	8,724,753,330 100.0%	—
	合計		8,724,753,330	—

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および合計金額に対する比率であります。

有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは「カレラ Jリートマザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

当ファンドの投資対象ファンドの状況は、以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

カレラ Jリートマザーファンド

（１）貸借対照表

区分	(令和3年2月15日現在)	(令和3年8月16日現在)
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	310,983,400	108,737,694
投資証券	7,823,850,000	8,551,330,800
未収配当金	44,581,620	64,860,108
流動資産合計	8,179,415,020	8,724,928,602
資産合計	8,179,415,020	8,724,928,602
負債の部		
流動負債		
その他未払費用	8,545	7,571
流動負債合計	8,545	7,571
負債合計	8,545	7,571
純資産の部		
元本等		
元本	4,555,660,261	4,297,061,333
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	3,623,746,214	4,427,859,698
元本等合計	8,179,406,475	8,724,921,031
純資産合計	8,179,406,475	8,724,921,031
負債純資産合計	8,179,415,020	8,724,928,602

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 令和3年2月16日 至 令和3年8月16日
1. 有価証券の評価基準および方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、または金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益・費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	マザーファンドの計算期間 当マザーファンドの計算期間は原則として毎年2月16日から翌年2月15日までとしております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 令和2年8月18日 至 令和3年2月15日	自 令和3年2月16日 至 令和3年8月16日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じて市場リスク、価格変動リスクや為替変動リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、管理部では、運用に関するリスク管理を行っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	(令和3年2月15日現在)	(令和3年8月16日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。 デリバティブ取引 該当事項はありません。 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 デリバティブ取引 同左 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（貸借対照表に関する注記）

項目	(令和3年2月15日現在)	(令和3年8月16日現在)
1. 期首元本額	4,320,909,577円	4,555,660,261円
期中追加設定元本額	391,188,114円	86,840,786円
期中一部解約元本額	156,437,430円	345,439,714円
2. 元本の欠損	- 円	- 円
3. 当該計算期間の末日における受益権の総数	4,555,660,261口	4,297,061,333口

（有価証券に関する注記）

（自 2020年 8月18日 至 2021年 2月15日）

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	470,378,553
合計	470,378,553

（自 2021年 2月16日 至 2021年 8月16日）

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	678,074,789
合計	678,074,789

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日まで
の期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	令和3年2月15日現在	令和3年8月16日現在
1口当たり純資産額	1.7954円	2.0304円
（1万口当たり純資産額）	(17,954円)	(20,304円)

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

(令和3年8月16日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額 (口)	評価額 (円)
投資証券	日本円	エスコンジャパンリート投資法人	850	119,340,000
		サンケイリアルエステート投資法人	2,550	343,230,000
		東海道リート投資法人 投資証券	400	44,160,000
		森ヒルズリート投資法人	1,100	175,230,000
		ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	1,100	256,960,000
		アクティビア・プロパティーズ投資法人	850	399,500,000
		Oneリート投資法人	1,500	504,000,000
		イオンリート投資法人	192	29,260,800
		ヒューリックリート投資法人	2,000	377,600,000
		日本リート投資法人	950	412,300,000
		積水ハウス・リート投資法人	1,800	170,460,000
		トーセイ・リート投資法人	1,300	180,960,000
		ケネディクス商業リート投資法人	1,200	352,200,000
		サムティ・レジデンシャル投資法人	450	54,360,000
		野村不動産マスターファンド投資法人	1,200	203,280,000
		スターアジア不動産投資法人	1,700	99,450,000
		投資法人みらい	4,200	226,800,000
		CREロジスティクスファンド投資法人	700	148,120,000
		ザイマックス・リート投資法人	900	110,700,000
		日本ビルファンド投資法人	500	364,000,000
		ジャパンリアルエステイト投資法人	510	345,780,000
		日本都市ファンド投資法人	2,000	216,800,000
		オリックス不動産投資法人	300	61,170,000
		日本プライムリアルティ投資法人	700	292,600,000
		NTT 都市開発リート投資法人	2,600	400,920,000
		グローバル・ワン不動産投資法人	1,000	124,000,000
		フロンティア不動産投資法人	550	266,475,000
		平和不動産リート投資法人	1,900	315,210,000
		福岡リート投資法人	750	134,700,000
		ケネディクス・オフィス投資法人	400	313,200,000
		大和証券オフィス投資法人	200	151,200,000
		阪急阪神リート投資法人	1,050	165,690,000
		スターツプロシード投資法人	1,850	462,500,000
		大和ハウスリート投資法人	950	317,775,000
		大和証券リビング投資法人	1,000	120,200,000
		ジャパンエクセレント投資法人	2,000	291,200,000
	小計	銘柄数 : 36 組入時価比率 : 98.0%	43,202	8,551,330,800 100.0%
	合計			8,551,330,800

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「カレラ」リートファンド」

(2021年9月30日現在)

資産総額	8,529,533,063円
負債総額	30,532,489円
純資産総額(-)	8,499,000,574円
発行済数量	8,304,484,085口
1口当たり純資産額(/)	1.0234円

< 参考 >

「カレラ」リートマザーファンド」

純資産額計算書

(2021年9月30日現在)

資産総額	8,434,786,694円
負債総額	84,656円
純資産総額(-)	8,434,702,038円
発行済数量	4,242,406,895口
1口当たり純資産額(/)	1.9882円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者名簿について

作成しません。

3. 受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

4. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

5. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

受益権の譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続きおよび受益権の譲渡の対抗要件は、以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところに従い、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金等（2021年9月末日現在）

資本金の額

1億6,240万円

会社が発行する株式総数（発行可能株式総数）

1,000株

発行済株式総数

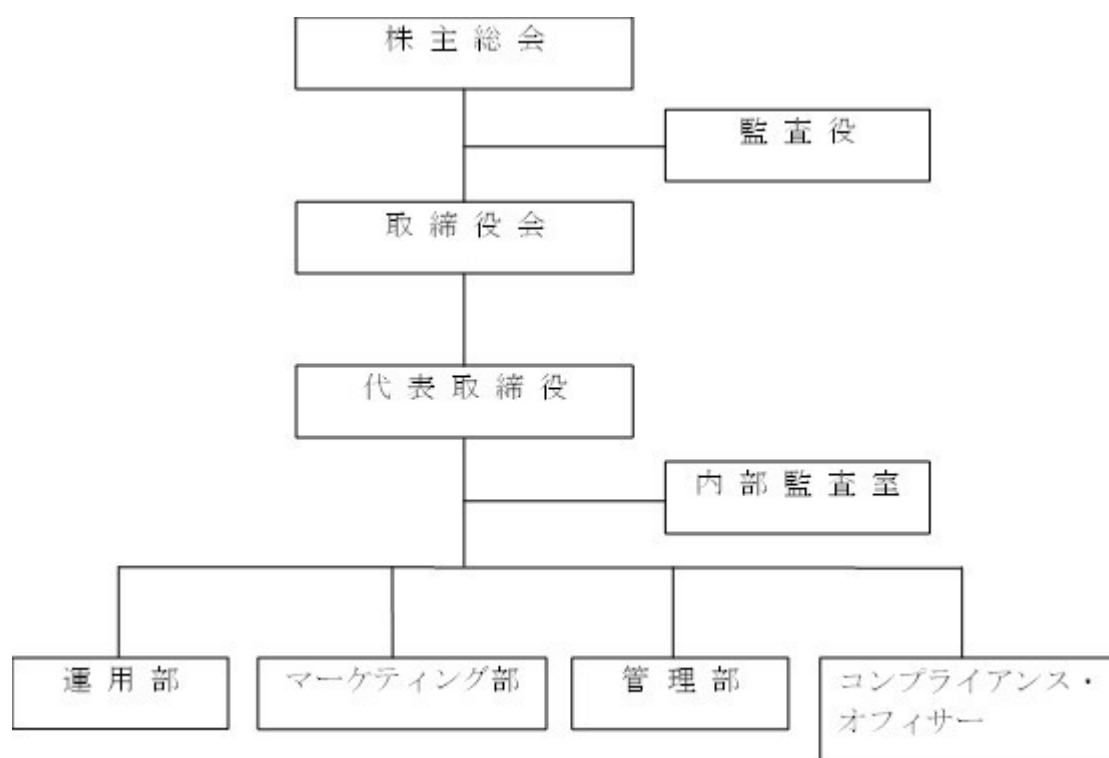
790株（普通株式）

過去5年間における資本金の増減

該当事項はありません。

（2）委託会社の機構

会社の組織図

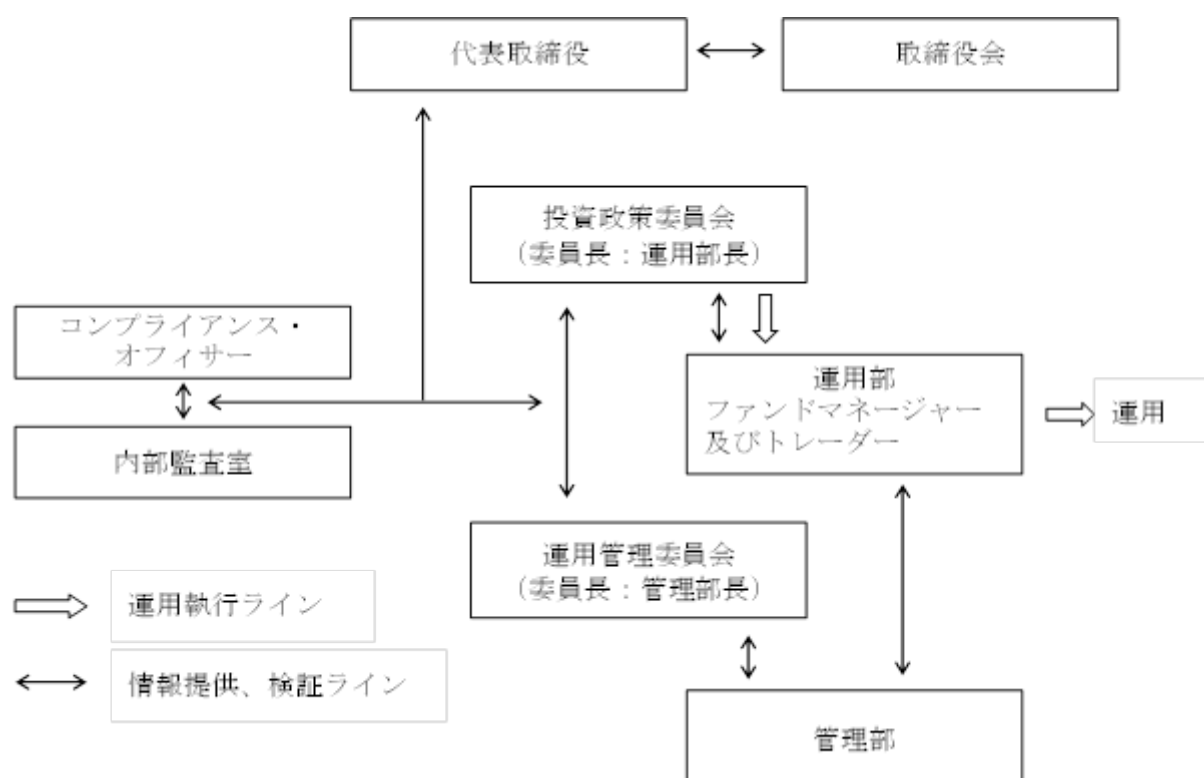


（注）上記組織は、2021年9月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

会社の意思決定機構

委託会社の取締役は3名以上、監査役は1名以上とし、株主総会で選任されます。取締役及び監査役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によりません。取締役の任期は、選任後1年以内、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度うち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期満了前に退任した取締役または監査役の補欠として選任された取締役または監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とします。委託会社の業務の重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議によって代表取締役を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役長各若干名を選定することができます。代表取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括します。

投資信託の運用の流れ



（注）上記組織は、2021年9月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社で、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（投資運用業）で、投資信託委託業務（投資信託の運用、管理）を行っております。

2021年9月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	28本	56,422百万円
合計			28本	56,422百万円

（親投資信託を除く）

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- (2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の財務諸表について、ＵＨＹ東京監査法人により監査を受けております。

財務諸表等

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

		第 9 期 (令和 2 年 3 月31日現在)		第10期 (令和 3 年 3 月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1 現金及び預金			634,461		594,409
2 立替金			4,565		1,911
3 前払費用			1,464		1,453
4 未収委託者報酬			76,795		87,040
5 未収入金			24,680		25,911
6 未収投資助言報酬			140		185
7 未収還付法人税等			-		2,394
流動資産合計			742,105		713,306
固定資産	1				
1 有形固定資産			4,345		4,846
(1) 器具備品		4,345		4,846	
2 無形固定資産			1,815		2,054
(1) ソフトウェア		1,815		2,054	
3 投資その他の資産			3,431		2,600
(1) 繰延税金資産		3,328		2,600	
(2) 前払年金費用		103		-	
固定資産合計			9,592		9,501
繰延資産	2				
1 入会金			50		-
繰延資産合計			50		-
資産合計			751,748		722,808

		第 9 期 (令和 2 年 3 月 31 日現在)		第 10 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
1 未払金			89,342		93,896
(1) 未払手数料	3	44,200		51,174	
(2) その他未払金		45,142		42,722	
2 未払法人税等			5,717		1,805
3 未払消費税等			2,250		2,131
4 賞与引当金			5,700		4,150
流動負債合計			103,011		101,983
固定負債					
1 退職給付引当金			-		271
固定負債合計			-		271
負債合計			103,011		102,254
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金			162,400		162,400
2 資本剰余金			162,400		162,400
(1) 資本準備金		162,400		162,400	
3 利益剰余金			323,937		295,753
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		323,937		295,753	
株主資本合計			648,737		620,553
純資産合計			648,737		620,553
負債及び純資産合計			751,748		722,808

(2) 【損益計算書】

		第 9 期 (自 平成31年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月31日)		第10期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
1 委託者報酬			772,130		635,921
2 投資助言報酬			2,452		1,776
営業収益合計			774,582		637,697
営業費用					
1 支払手数料	1		496,590		409,389
2 委託計算費			33,475		32,401
3 広告宣伝費			1,851		454
4 調査費			7,559		7,697
5 営業雑経費			15,121		10,723
(1) 通信費		2,190		2,600	
(2) 協会費		1,549		1,436	
(3) 印刷費		11,381		6,686	
営業費用合計			554,599		460,666
一般管理費					
1 給料			105,242		109,349
(1) 役員報酬		12,000		12,258	
(2) 給料・手当		73,134		78,584	
(3) 賞与		6,234		4,828	
(4) 法定福利費		13,873		13,677	
2 旅費交通費			4,485		2,574
3 不動産賃借料			7,374		16,236
4 業務委託費			3,496		3,186
5 賞与引当金繰入			5,700		4,150
6 退職給付引当金繰入			2,351		2,610
7 租税公課			3,869		3,432
8 減価償却費	2		1,957		1,439
9 その他一般管理費			8,973		6,923
一般管理費合計			143,450		149,902
営業利益			76,532		27,128

		第9期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)		第10期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
営業外収益	3		0		0
1 受取利息			21		-
2 雑収入			101		578
3 賞与引当金戻入			123		578
営業外収益合計					578
営業外費用					
1 繰延資産償却			200		50
営業外費用合計			200		50
経常利益			76,456		27,657
税引前当期純利益			76,456		27,657
法人税、住民税及び事業税			24,975		9,293
法人税等調整額			266		727
当期純利益			51,214		17,636

（３）【株主資本等変動計算書】

	第 9 期 (自 平成31年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月31日)	第10期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月31日)
区分	金額（千円）	金額（千円）
株主資本		
資本金		
当期首残高	162,400	162,400
当事業年度中の変動額		
当事業年度中の変動額合計	-	-
当期末残高	162,400	162,400
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	162,400	162,400
当事業年度中の変動額		
当事業年度中の変動額合計	-	-
当期末残高	162,400	162,400
資本剰余金合計		
当期首残高	162,400	162,400
当事業年度中の変動額		
当事業年度中の変動額合計	-	-
当期末残高	162,400	162,400
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	328,022	323,937
当事業年度中の変動額		
当期純利益	51,214	17,636
剰余金の配当	55,300	45,820
当事業年度中の変動額合計	4,085	28,183
当期末残高	323,937	295,753

	第 9 期 (自 平成31年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月31日)	第10期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月31日)
区分	金額（千円）	金額（千円）
利益剰余金合計		
当期首残高	328,022	323,937
当事業年度中の変動額		
当期純利益	51,214	17,636
剰余金の配当	55,300	45,820
当事業年度中の変動額合計	4,085	28,183
当期末残高	323,937	295,753
株主資本合計		
当期首残高	652,822	648,737
当事業年度中の変動額		
当期純利益	51,214	17,636
剰余金の配当	55,300	45,820
当事業年度中の変動額合計	4,085	28,183
当期末残高	648,737	620,553
純資産合計		
当期首残高	652,822	648,737
当事業年度中の変動額		
当期純利益	51,214	17,636
剰余金の配当	55,300	45,820
当事業年度中の変動額合計	4,085	28,183
当期末残高	648,737	620,553

重要な会計方針

1 繰延資産の償却方法	(1) 入会金 繰延資産として計上した一般社団法人日本投資顧問業協会への入会金は、資産として繰延べ、5 年均等償却しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 3 年～20 年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づいております。
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金（前払年金費用） 従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第9期 (令和2年3月31日現在)	第10期 (令和3年3月31日現在)
1. 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 4,818千円 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 2,229千円 2. 繰延資産の償却累計額は次の通りであります。 繰延資産償却累計額 6,506千円 創立費償却累計額 556千円 入会金償却累計額 5,950千円 3. 関係会社に対する負債は次の通りであります。 (流動負債) 未払手数料 40,693千円	1. 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 5,667千円 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 2,820千円 2. 繰延資産の償却累計額は次の通りであります。 繰延資産償却累計額 6,556千円 創立費償却累計額 556千円 入会金償却累計額 6,000千円 3. 関係会社に対する負債は次の通りであります。 (流動負債) 未払手数料 43,188千円

（損益計算書関係）

第9期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第10期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
1. 関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。 支払手数料 491,718千円 2. 減価償却費の内容は次の通りであります。 減価償却費額 1,957千円 有形固定資産減価償却費額 1,183千円 無形固定資産減価償却費額 773千円 3. 繰延資産償却の内容は次の通りであります。 繰延資産償却額 200千円 入会金償却額 200千円	1. 関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。 支払手数料 346,572千円 2. 減価償却費の内容は次の通りであります。 減価償却費額 1,439千円 有形固定資産減価償却費額 848千円 無形固定資産減価償却費額 590千円 3. 繰延資産償却の内容は次の通りであります。 繰延資産償却額 50千円 入会金償却額 50千円

（株主資本等変動計算書関係）

第9期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	790株	-	-	790株
合計	790株	-	-	790株

2．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
令和元年6月19日 定時株主総会	普通株式	55,300	70,000	平成31年3月31日	令和元年6月20日

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
令和2年6月15日 定時株主総会	普通株式	45,820	利益剰余金	58,000	令和2年3月31日	令和2年6月16日

第10期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	790株	-	-	790株
合計	790株	-	-	790株

2．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

（１）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
令和2年6月15日 定時株主総会	普通株式	45,820	58,000	令和2年3月31日	令和2年6月16日

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
令和3年6月16日 定時株主総会	普通株式	13,430	利益剰余金	17,000	令和3年3月31日	令和3年6月17日

(リース取引関係)

第9期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

ファイナンス・リース取引の内容は次の通りであります。

リース取引開始日が、平成20年4月1日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引

ただし、一契約のリース料総額が300万円以下の取引であるため、従来通り「賃貸借処理」を行っております。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末

残高相当額

(単位：千円)

	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	期末 残高相当額
コピー複合機一式	804	549	254
合計	804	549	254

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内 180千円

1年超 109千円

合計 289千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額、リース資産除却損及びリース債務解約損

支払リース料 190千円

減価償却費相当額 160千円

支払利息相当額 19千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への分配方法については、利息法によっております。

第10期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

ファイナンス・リース取引の内容は次の通りであります。

リース取引開始日が、平成20年4月1日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引
ただし、一契約のリース料総額が300万円以下の取引であるため、従来通り「賃貸借処理」を行っております。

（１）リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末

残高相当額

（単位：千円）

	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	期末 残高相当額
コピー複合機一式	804	710	93
合計	804	710	93

（２）未経過リース料期末残高相当額

1 年内 109千円

1 年超 0千円

合計 109千円

（３）支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額、リース資産除却損及びリース債務解約損

支払リース料 190千円

減価償却費相当額 160千円

支払利息相当額 10千円

（４）減価償却費相当額の算定方法及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への分配
方法については、利息法によっております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定いたしますが、当期会計期間においては新規の出資による資金調達は行っておりません。また、当期会計期間において銀行借入れによる調達も行っておりません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当社の営業債権は、契約により決定された委託者報酬等の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

（３）金融商品にかかるリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社の営業債権は、契約により金額が決定されるため、滞留債権が発生することはほとんどなく、営業債権について信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や金利などの変動リスク）の管理

当社は、投資信託財産の為替変動リスクの回避又は効率的運用を図るため、外国為替の売買予約を行うことができるものとし、その取扱いについては、投資信託約款及び社内規程において定めるところによるものといたします。

資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、銀行借入れによる資金調達を行っておらず、親会社からの出資に依存して資金調達を行います。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に關して的確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

第9期（令和2年3月31日現在）

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	634,461	634,461	-
（２）未収委託者報酬	76,795	76,795	-
（３）未収投資助言報酬	140	140	-
（４）未収入金	24,680	24,680	-
資産計	736,078	736,078	
（５）未払金	(89,342)	(89,342)	-
未払手数料	(44,200)	(44,200)	-
その他未払金	(45,142)	(45,142)	-

（注）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブに関する事項

資 産

（１）現金及び預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収投資助言報酬、（４）未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

（５）未払金（未払手数料及びその他未払金）

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券、デリバティブ取引

該当事項はありません。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

第10期（令和3年3月31日現在）

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	594,409	594,409	-
（２）未収委託者報酬	87,040	87,040	-
（３）未収投資助言報酬	185	185	-
（４）未収入金	25,911	25,911	-
資産計	707,547	707,547	-
（５）未払金	(93,896)	(93,896)	-
未払手数料	(51,174)	(51,174)	-
その他未払金	(42,722)	(42,722)	-

（注）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブに関する事項

資 産

（１）現金及び預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収投資助言報酬、（４）未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

（５）未払金（未払手数料及びその他未払金）

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券、デリバティブ取引

該当事項はありません。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

第9期（令和2年3月31日現在）

1．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2．その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3．時価評価されていない有価証券

該当事項はありません。

第10期（令和3年3月31日現在）

1．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2．その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3．時価評価されていない有価証券

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

項目	第9期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第10期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
	単位：千円	単位：千円
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳	繰延税金資産	繰延税金資産
	貯蔵品 751	貯蔵品 675
	賞与引当金 1,745	賞与引当金 1,270
	未払金 203	未払金 203
	未払事業税 610	未払事業税 351
	退職給付引当金 -	退職給付引当金 83
	一括償却資産 48	一括償却資産 17
	合計 3,359	合計 2,600
	評価性引当額 -	評価性引当額 -
	繰延税金資産合計 3,359	繰延税金資産合計 2,600
	繰延税金負債	繰延税金負債
	前払年金費用 31	前払年金費用 -
	合計 31	合計 -
	繰延税金負債合計 31	繰延税金負債合計 -
	繰延税金資産の純額 3,328	繰延税金資産の純額 2,600

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	法定実効税率	30.62%	法定実効税率	30.62%
	（調整）		（調整）	
	寄付金等永久に損金算入されない項目	0.91%	寄付金等永久に損金算入されない項目	1.79%
	役員賞与等永久に損金算入されない項目	1.2%	役員賞与等永久に損金算入されない項目	3.12%
	住民税均等割額	0.35%	住民税均等割額	1.05%
	その他	0.05%	その他	0.23%
	<u>税効果会計適用後の法人税等の負担率</u>	<u>33.014%</u>	<u>税効果会計適用後の法人税等の負担率</u>	<u>36.35%</u>

（セグメント情報等）

セグメント情報

第9期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第9期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1．サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦以外の外部顧客からの営業収益がないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ニュージーランド株式ファンド	19,935	投資運用業
スイス株式ファンド	15,074	投資運用業
カレラ Jリートファンド	118,720	投資運用業
メキシコ株式ファンド	11,202	投資運用業
オランダ株式ファンド	24,710	投資運用業
カタール・アブダビ株式ファンド	6,779	投資運用業
ロシア株式ファンド	11,671	投資運用業
21世紀東京 日本株式ファンド	26,090	投資運用業
イタリア株式ファンド	14,227	投資運用業
フランス株式ファンド	15,922	投資運用業

3つの財布 欧州リートファンド	85,644	投資運用業
3つの財布 欧州銀行株式ファンド （毎月分配型）	102,515	投資運用業
スロベニア・クロアチア・ギリシャ株式ファンド	6,281	投資運用業
3つの財布 欧州不動産関連株ファンド （毎月分配型）	85,530	投資運用業
3つの財布 米国銀行株式ファンド （毎月分配型）	107,105	投資運用業
テキサス州株式ファンド	20,052	投資運用業
カレラワールド債券アクティブファンド	2,365	投資運用業
フィリピン株式ファンド	3,372	投資運用業
カレラ 日本小型株式ファンド	4,809	投資運用業
オーストラリアリートファンド	49,774	投資運用業
カレラ 米国小型株式アクティブファンド	11,499	投資運用業
中欧株式ファンド	10,834	投資運用業
グローバル医薬品株式ファンド	16,336	投資運用業
カレラ改日本株式ファンド	1,182	投資運用業
未来の光 日本小型株式ファンド	492	投資運用業

セグメント情報

第10期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第10期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1．サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦以外の外部顧客からの営業収益がないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ニュージーランド株式ファンド	19,023	投資運用業
スイス株式ファンド	11,923	投資運用業
カレラ Jリートファンド	89,870	投資運用業
メキシコ株式ファンド	7,714	投資運用業
オランダ株式ファンド	24,439	投資運用業
カタール・アブダビ株式ファンド	5,123	投資運用業
ロシア株式ファンド	8,827	投資運用業
21世紀東京 日本株式ファンド	20,954	投資運用業
イタリア株式ファンド	10,408	投資運用業
フランス株式ファンド	12,606	投資運用業
3つの財布 欧州リートファンド	60,139	投資運用業
3つの財布 欧州銀行株式ファンド （毎月分配型）	49,928	投資運用業
スロベニア・クロアチア・ギリシャ株式ファンド	4,358	投資運用業
3つの財布 欧州不動産関連株ファンド （毎月分配型）	60,062	投資運用業
3つの財布 米国銀行株式ファンド （毎月分配型）	75,727	投資運用業
テキサス州株式ファンド	14,991	投資運用業

カレラワールド債券アクティブファンド	1,439	投資運用業
フィリピン株式ファンド	2,409	投資運用業
カレラ 日本小型株式ファンド	4,859	投資運用業
オーストラリアリートファンド	33,644	投資運用業
カレラ 米国小型株式アクティブファンド	10,919	投資運用業
中欧株式ファンド	7,482	投資運用業
グローバル医薬品株式ファンド	32,222	投資運用業
カレラ改日本株式ファンド	13,505	投資運用業
未来の光 日本小型株式ファンド	33,339	投資運用業
ニュー・ニッチ 日本小型株ファンド	7,696	投資運用業
カレラインフラ・ファンド	10,999	投資運用業
ブラジル株式ファンド	1,303	投資運用業

（関連当事者との取引）

第9期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 被所有割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	安藤証券（株）	愛知県 名古屋市	2,280	金融商品 取引業者	50.6	あり	投資信託の 販売等	証券代行	491,718	未払手数料	40,693

（注）1 取引金額には消費税等は含んでおりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

安藤証券株式会社（非上場）

（２）重要な関連会社

該当事項はありません。

第10期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 被所有割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	安藤証券（株）	愛知県 名古屋市	2,280	金融商品 取引業者	50.6	あり	投資信託の 販売等	証券代行	346,572	未払手数料	43,188

（注）1 取引金額には消費税等は含んでおりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

安藤証券株式会社（非上場）

（２）重要な関連会社

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	第９期 (自 平成31年４月１日 至 令和２年３月31日)	第10期 (自 令和２年４月１日 至 令和３年３月31日)
１株当たり純資産額	821,186円39銭	785,510円91銭
１株当たり当期純利益	64,828円94銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	22,324円52銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注） １株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	第９期 (自 平成31年４月１日 至 令和２年３月31日)	第10期 (自 令和２年４月１日 至 令和３年３月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	648,737	620,553
普通株式以外に帰属する純資産合計額(千円)	-	-
普通株式に係る当事業年度末の純資産額(千円)	648,737	620,553
普通株式の当事業年度末株式数(株)	790	790

（注） １株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	第９期 (自 平成31年４月１日 至 令和２年３月31日)	第10期 (自 令和２年４月１日 至 令和３年３月31日)
損益計算書上の当期純利益(千円)	51,214	17,636
普通株式以外に帰属する純利益(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	51,214	17,636
普通株式の当期中平均株式数(株)	790	790

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、 および において同じ。 ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 および に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

受託会社

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社
 資本金の額 324,279百万円（2021年9月末日現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考> 再信託受託会社の概要

名 称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
 資本金の額 10,000百万円（2021年9月末日現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
 関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
安藤証券株式会社	2,280百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2021年11月16日現在

2【関係業務の概要】

受託会社

当ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、受益権の通知、信託財産の保管、管理、基準価額の計算等を行います。

販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い、再投資等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

販売会社である安藤証券株式会社は、委託会社であるカレラアセットマネジメント株式会社の株式を400株保有しており、2021年9月末日現在の発行済普通株式数に対する比率は、50.6%です。

その他の上記関係法人との間に資本関係はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

2021年2月22日	臨時報告書
2021年5月14日	有価証券報告書、有価証券届出書
2021年5月25日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

令和3年10月25日

カレラアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人
東京都品川区

指定社員 公認会計士 若槻 明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているカレラJリートファンドの令和3年2月16日から令和3年8月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カレラJリートファンドの令和3年8月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、カレラアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

カレラアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。

（注2） X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和3年6月7日

カレラアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人
東京都品川区

指定社員 公認会計士 若槻 明 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているカレラアセットマネジメント株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カレラアセットマネジメント株式会社の令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。

（注2） X B R L データは監査の対象には含まれておりません。